

特集 座談会

安全・良質な 推進工事を堅持する



ほんだ やすひで
本田 康秀



しろま きくじ
城間 菊次



たぐち よしあき
田口 由明



にしだ ひろはる
西田 広治



たけむら ひいず
武村 秀



いしかわ かずひで
石川 和秀

今年（2014年）6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、即日、公布、施行されました。この原法律は、平成17年（2005年）4月、自由民主党所属の議員立法で成立、施行されました。当時、公共工事を通じ構築された種々の社会資本に、構造上の欠陥が露呈し、社会不安を惹起した背景がありました。そこで、良質な社会資本の確保は、現在のみならず将来にわたる国民の利益に資することを前提に、発注者と受注者それぞれの責務を明示するとともに国等の支援を明記しました。それからほぼ10年が経過した今日、その状況に明確な改善が観られないどころか、ダンピング受注の横行によりその危機感が増大していると認識されるに至っています。それが今回の一部改正の契機となりました。

今回の改正のポイントは、将来にわたる公共工事の品質確保に必要な建設技術者（担い手）の育成・確保を前面に出し、それに必要な発注者、受注者の責務を具体的かつ明確に表記したことと言えます。特に、建設業者が自社の技術者を養成してゆく上で、適正な利潤を得ることが必須とし、施工条件明示と適正な設計、予定価格の決定、設計変更への適切な対応など、発注者側に具体的な責務を課したことは画期的です。

本日の座談会では、現在の推進工事の実態をふまえ、現状課題と今後対応の方向性など、それぞれの立場から個人的見解を含め忌憚無いご意見を伺います。

品確法改正のご感想は？

石川：本誌今月号の特集テーマは「安全・良質な推進工事を堅持する」ですが、このことは、正に、今年改正された「公共工事品確法」の趣旨を具現するものと言えます。まず、本日出席者の方々から自己紹介を含め「品確法」改正のご感想をお聞かせ下さい。

発注に係る諸制度の改善が急務

本田：国土交通省水管理・国土保全局

下水道部下水道企画課企画専門官の本田です。業務を予算と政策に大別しますと、私は政策担当になります。先日発表された「新下水道ビジョン」にも新たな打ち出しとなっている「事業管理計画」や「下水道全国データベース」そして「事業執行体制の強化方策（補完）」に係る制度検討とともに、民間事業者の技術力・ノウハウがより一層効果的に活用されるための資格、歩掛、積算基準ほか諸々の発注制度の改善方策を検討することが主要な業務となっています。この度は、発注者と民間事業者の方々とこのような場をご一緒することができ、私の業務の糧にもさせて頂

きたいと考えています。冒頭話題に上った改正品確法ですが、目的、基本理念に「担い手の中長期的な育成・確保」「災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮」などが追加されたことが特徴と捉えています。これを受け、発注者の責務として「担い手の育成・確保のための適正な利潤の確保」などが追加されるとともに、技術提案交渉方式など多様な入札契約制度を導入することなどがポイントとなっています。国土交通省としても、この改正品確法の趣旨を受け、発注に係る諸制度を実際にどう改善していくかが大きな課題と受け止めております。

出席者（敬称略）

ほんだ	やすひで	康秀	：国土交通省下水道部下水道企画課企画専門官
しろま	きくじ	菊次	：横浜市環境創造局下水道管路部管路整備課担当課長
たぐち	よしあき	田口由明	：(株)エイト日本技術開発東京支店防災保全部部長（本誌編集委員）
にしだ	ひろはる	西田広治	：機動建設工業(株)取締役常務執行役員土木本部副本部長
たけむら	ひいず	武村秀	：アイレック技建(株)非開削推進事業本部第一技術部第二技術部部長
いしかわ	かずひで	石川和秀	：(公社)日本推進技術協会専務理事（本誌編集委員長）

より柔軟に債務工事として 発注することが可能に

城間：横浜市環境創造局下水道管路部管路整備課担当課長の城間です。管路整備課は、課長2名、係長5名、職員48名で総数55名と大きな職場です。担当区別に5係に分かれており、事務員5名を除き全て土木職で構成されています。業務は、主に下水道管きよに係る新設および更新工事の設計並びに当該工事の施工の調整です。

品確法改正の感想ですが、「公共工事の品質は、公共工事の品質確保の担い手育成および確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない」と明言されたことに共感を覚えました。横浜市でも「人材育成」と「技術の伝承」には力を入れて取り組んでおります。

また、「地域社会資本の維持管理に資する入札契約制度」として、複数年契約による発注の活用（債務負担行為の活用）が示されたことは、会計年度独立の原則から、単年度契約発注を基本としてきましたが、工事の性質や現場条件を考慮したうえで、いままでより柔軟に債務工事として発注することが可能となると感じました。

法の目的に「適切な維持管理の実施」 が明記されたことに期待

田口：(株)エイト日本技術開発の田口です。私は、この業界に入った当初は「下水道の計画・設計」を行っていました。今年の6月からは、東京支店 防災保全部長として、上下水道のみでなく、橋梁、河川・港湾等も含む構造物の、主に保全業務を担う部署を預かっています。我々コンサルタントは、一般には、構造物を“造る”ための「設計者」と考えられていますが、近年では、“保守・管理・修繕・長寿命化”に関わる機会が増えてきています。言い換えれば、本来の「コンサルタント」に近い業務に接するようになってきました。

このような立場から、多数の利用者に「安全・安心なサービス」を提供し続けることに加え、一度建設したら容易に廃棄することができない「施設の品質」は、将来に及ぶ「保守・点検」まで含めて確保されなければならないと考えています。

今回の法改正については、法の目的・理念に、「適切な維持管理の実施」が明記されたことを素晴らしいと考えています。加えて、その実現には、一時的な工事契約の適正化だけでなく、「人材」と「地域」の“力（ちから）”が欠かせないという考えが示されたことにより、企業の戦略もより鮮明に打ち出せるのではないかと期待も持っています。

「担い手育成のための 適正な利潤が確保できる額」と 明確化されたことは大きい

西田：機動建設工業(株)の西田です。昭和51年4月の入社で推進工法に携わって38年が過ぎました。入社3年目に自社開発の掘進機の設計に関わってから現在の密閉型機械推進工法まで技術部門一筋ですが、この間を通して感じてきたことは、推進工法は極めて専門性の高い工法であるということです。推進工事は、適切な設計と計画のもとで、しっかりと整備された機器を用い、日常の施工管理を確実に実施しないと、トラブルというしっぺ返しを食らうことになります。トラブルの内容は、精度不良、推進抵抗力の上昇、推進管の破損、掘進設備の損傷等と多岐にわたり、最悪の場合には“推進不能”といった事態を招くこともあります。このように難しい推進工法が都市土木の一翼を担うまでになったのは、推進工事に関わる方々が、「品質面を含め質の良い施工を行う」といったことに、最大限の注意を払ってこられたことにあると思います。ただ、このような取り組みが正当に評価されると担当者も報われるのですが、いわゆる「企業努力」で済まされることも少なからずあり忤怩たる思いがありました。今回の品確法の改正条文を見ると、私も施工業者に関しても、細部にまで気が配られていることが読み取れます。特に、従来の概念であった、よりよいもの